

資料提供

令和6年6月10日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話番号 082-513-3821
(内線3820)

指名除外・下請制限報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故		
措置対象者	商号・名称	}	別紙のとおり2者
	代表者氏名		
	住所・所在地		
	建設業許可番号		
指名除外・下請制限期間	}		
【事実の概要】 令和6年3月20日、東部農林水産事務所尾道農林事業所発注の「緊急予防治山事業溪間工事No.2」において、安全管理措置が不適切であったため、作業員がキャットウォーク昇降用はしごから足場に移る際、足場上に積もっていた雪により滑り、頭から転落した。負傷した作業員は頸髄損傷、頸椎損傷、第4頸椎骨折のため手術及び約1か月の入院後、リハビリが必要と診断された。			
【措置理由】 上記のとおり			
【指名除外措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号（3）			
【下請制限措置適用条項】 県発注工事における下請負の制限基準（平成14年4月1日制定）第2項			

(別紙)

指名除外等措置対象建設業者及び期間

	措置	商号又は名称	建設業 許可番号	住所又は所在地	代表者	指名除外等 開始日	指名除外等 終了日	期間	備考
1	指名除外	吉田建設株式会社	広島県知事 第3211号	尾道市御調町植野 1 0 6	吉田 成邦	令和6年6月10日	令和6年7月9日	1か月	元請
2	下請制限	有限会社田頭総建	広島県知事 第34489号	尾道市因島三庄町 2311-11	田頭 孝頼	令和6年6月10日	令和6年7月9日	1か月	下請